



本事業は、SDGsの「4 質の高い教育をみんなに」「12 つくる責任 つかう責任」等に資する取組です。

2025年12月24日（水）

愛知県県民文化局県民生活部県民生活課

消費生活相談・消費者教育グループ

担当 横溝、竹本

内線 5031、5035

ダイヤルイン 052-954-6165

一消費トラブル情報一

＜あいちクリオ通信 2025年12月号（No. 450）＞

「分電盤の無料点検をします」にご注意！ ～必要なない工事を勧誘されることも～

愛知県及び市町村の消費生活相談窓口では、点検と称して分電盤の交換工事を勧誘する点検商法に関する相談が、今年度急増しています。

「すぐに交換しなければ漏電して火事になる」などと言って不安をあおったり、契約している電力会社やその委託会社を名乗って信用させようとする事例が発生しています。

電話等で業者から点検を持ちかけられても安易に応じず、周囲の人に相談したり、信頼できる業者かどうかを確認したりするなど、慎重に対応しましょう。

相談事例

電力会社の関連会社と思われる業者から「最近地震が多いため、ブレーカーが確実に作動するか確認したい」と電話で連絡があり、訪問を受けた。分電盤を確認した担当者から「分電盤が古く、地震対応機能がついていないので新しいものに変えたほうがよい」と言われ、23万円の交換工事を契約した。その後隣人に話したところ詐欺ではないかと言われた。工事の必要性は分からぬが、キャンセルしたい。

アドバイス

- 分電盤は、電力会社（一般送配電事業者）が4年に1回以上の頻度で点検を行うことを法律で義務付けています。法定点検は無料で、調査員証を携帯した登録調査機関の調査員が点検を行います。点検を受ける場合は、調査員証の提示を求めましょう。
- 法定点検の場合、点検日は事前に書面で案内があり、電話で連絡することはありません。また、点検後に調査員が工事の契約を持ちかけることはありません。
- 業者から電話等で点検を勧められても安易に応じず、家族などの周囲の人に相談したり、信頼できる業者かどうかを確認したりするなど、慎重に対応しましょう。
- 分電盤の状況を確認したい場合は、管轄の電力会社（一般送配電事業者）、地域の電気工事業者等に相談しましょう。
- 点検するために訪問した業者と契約してしまった場合でも、特定商取引法上の訪問販売に該当する場合は、契約書又は申込書の受領日から8日以内であればクーリング・オフできます。
- 不安に思った場合や、契約トラブルに遭った場合は、すぐに「消費者ホットライン☎188」に相談してください。

◆消費者ホットライン☎188（いやや！）

※身近な消費生活相談窓口につながります。